眼及び付属器の疾患	16	13	3	26	22	4
耳及び乳様突起の疾患	13	10	3	13	10	3
循環器系の疾患	307	282	25	317	296	21
呼吸器系の疾患	39	31	8	58	49	9
消化器系の疾患	140	122	18	211	177	34
皮膚及び皮下組織の疾患	14	11	3	18	13	5
筋骨格系及び結合組織の疾患	226	173	53	257	196	61
腎尿路生殖器系の疾患	45	36	9	58	44	14
妊娠、分娩及び産じょく	156	—	156	178	—	178
その他	81	54	27	50	32	18
損傷、中毒及びその他外因の影響	238	190	48	289	221	68

㈱　傷病の区分のうち、「精神及び行動の障害」には、「神経系の疾患」のうち「自律神経系の障害」に分類された者の数を含めて計上している。

⑶　国家公務員の死亡者数等の調査

職員の健康管理及び安全管理の向上に資するため、平成23年度中に死亡した一般職の国家公務員について「国家公務員死因調査」を実施した（３年ごとに実施）。

平成23年度における在職中の死亡者は247人（死亡率（10万人に対する率）は88.4）で、前年度実施した「国家公務員死亡者数調査」の結果と比べ、39人減少（死亡率は13.1ポイント減少）した。死因では、病死が177人で前年度より14人減少し、災害死が70人で前年度より25人減少した。災害死のうち、自殺は58人で前年度より６人減少し、死亡率は22.7から20.7と減少した。

また、主要死因別順位及び死亡率をみると、前回調査（平成20年度）と同様に、第１位は「がん」で死亡率は33.6（前回調査より9.1ポイント減少）、第２位は「自殺」で死亡率は20.7（前回調査より1.0ポイント減少）、第３位は「心臓病」で死亡率は8.6（前回調査より1.7ポイント減少）となっている（表５－２）。

表５－２　主要死因別順位及び死亡率（国民との比較）

死因＼項目		国家公務員（平成20年度）			国家公務員（平成23年度）			国民（18～60歳）（平成23年）		
		順位	死亡者数	死亡率	順位	死亡者数	死亡率	順位	死亡者数	死亡率
病死	がん	1	128	42.7	1	94	33.6	1	40,385	58.5
	心臓病	3	31	10.3	3	24	8.6	3	12,789	18.5
	脳卒中	4	26	8.7	4	21	7.5	5	8,365	12.1
	その他		38	12.7		38	13.6		24,830	36.0
	計		223	74.4		177	63.3		86,369	125.2
災害死	自殺	2	65	21.7	2	58	20.7	2	18,002	26.1
	不慮の事故	5	15	5.0	5	12	4.3	4	12,394	18.0
	その他		1	0.3		0			1,551	2.2
	計		81	27.0		70	25.0		31,947	46.3
総計			304	101.4		247	88.4		118,316	171.5

㈱１　「国民」については、厚生労働省「平成23年人口動態統計」及び総務省「平成23年10月１日現在推計人口」を参考とした。
２　「死亡率」は、一般職の国家公務員及び国民のそれぞれ10万人に対する率を示す。

⑷　健康診断の実施状況等

各府省の報告を基に把握した平成23年度の健康診断の受診率は、前年度に比べほぼ横ばいであった。総合的な健康診査（いわゆる人間ドック）の受診者は、全職員の38.8％と、前年度に比べ2.3ポイント上昇した。一般定期健康診断は、肺の検査、循環器検査、胃の検査など必要な検査項目について実施された。

また、有害な業務又は健康障害を生ずるおそれのある業務に従事する職員を対象とした特別定期健康診断の受診率は93.5％で前年度に比べ1.6ポイント低下した。

２　安全の確保

⑴　職場における災害の防止

職場における災害の発生を防止し、安全管理対策を推進するために、各府省から職場における災害の発生状況等について報告を受けている。

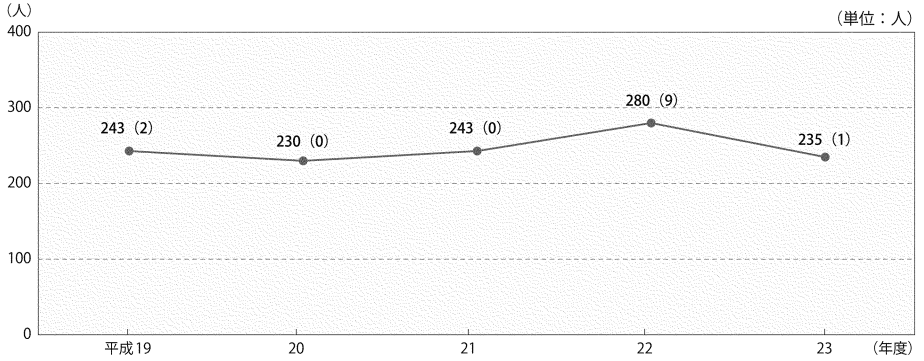
平成23年度に職場で発生した災害により１日以上休業した者は235人で、前年度（280人）に比べ45人減少している。死亡者は１人で、「交通事故（道路）」によるものである（図５－１）。

災害の発生状況を事故の型別にみると、「武道訓練」が前年度に引き続き最も多く、次いで「墜落・転落」、「転倒」、「交通事故（道路）」、「動作の反動・無理な動作」となっており、これらの災害で全体の約８割を占めている（図５－２）。

これらをまとめた災害状況については、各府省に提供し、類似の災害発生防止に向けた指導を行っている。

なお、死亡事故等重大な災害については、更に詳細な報告を受け、的確な再発防止措置が講じられるよう指導するとともに、その後の措置状況について確認するなど、災害発生の防止の徹底に努めている。

図５－１　死傷者数の推移〔休業１日以上（平成19～23年度）〕



（注）（　）内の数字は、死亡者数で内数である。